

○交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（例規通達）

令和7年12月25日
群本例規第33号（免）

この度、別添のとおり交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領を制定したので、適正な運用に努められたい。

なお、事件事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（平成9年群本例規第19号）は、廃止する。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領

1 趣旨

この措置要領は、運転免許を有する者が交通事故等で死亡した場合における運転免許証等（運転免許証又は道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の運転免許行政に関する書面（以下「更新連絡書等」という。）の発送停止に関する措置について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

更新連絡書等の発送停止措置対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる者のうち、警察において死体を取り扱い、かつ、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所（居所）地を問わない。）

ア 交通事故により死亡した者

イ 交通事故以外の過失事件により死亡した者

ウ 殺人、傷害致死等事件により死亡した者

エ その他前記アからウまで以外の理由で死亡した者

(2) 前記(1)に掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実にを行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの

3 対象文書

発送停止措置をとる更新連絡書等（以下「対象文書」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 法第101条第3項に規定する更新連絡書

(2) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第32号）第29条第1項第3号又は第4号に規定する累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書

(3) 行政処分又は講習業務に関する書面等で、道路交通法令に基づくもの

4 発送停止の措置等

(1) 警察本部の所属長及び警察署長（以下「所属長等」という。）は、対象者を認知した場合は、死亡者通報書（別記様式）により、速やかに交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に通報するものとする。

- (2) 運転免許課長は、死亡者通報書を受理した場合は、速やかに対象文書の発送停止の措置を講ずるものとする。
 - (3) 運転免許課長は、他の都道府県に住所（居所）がある対象者の場合には、速やかに当該都道府県警察本部の運転免許業務担当課へ通報するものとする。
- 5 取扱責任者の指定
- この措置要領の円滑な推進を図るため、各所属に取扱責任者を置き、警察本部の所属にあつては次席（部の附置機関の副隊長及び副校長を含む。）を、警察署にあつては交通課長をもって充てる。
- 6 留意事項
- (1) 所属長等は、前記2に該当しない死亡者（以下「未把握対象者」という。）の遺族から死亡の事実に関する情報の提供があつた場合は、当該事実を確認するとともに、運転免許照会を行い、運転免許を有する者であつたときは、死亡者通報書により、速やかに運転免許課長へ通報するものとする。この場合において、所属長等は遺族の意向を考慮し、必要に応じてこの措置要領に基づく措置を講ずるものとする。
 - (2) 運転免許課長は、死亡者通報書を対象者及び未把握対象者の死亡した日から6年間保存するものとする。
 - (3) 警察本部長は、自動車安全運転センター群馬県事務所長に対し、前記3の(2)及び(3)に規定する書面についても、この措置要領に準じた措置を講ずるよう依頼するものとする。